

現場代理人、技術者についての雇用関係の確認について

H24.7.2 建設工事監理室

建設業法では、建設業者は請負った建設工事を施工するときは、建設工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者（主任技術者又は監理技術者）をおこななければならないとされています。また、不良不適格業者を排除し、適正な施工を確保する観点から、当該建設業者と主任技術者又は監理技術者との間には、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が求められます。

現場代理人については、建設業法上は制限を受けるものではありませんが、工事現場に常駐し、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく請負者の一切の権限を行使できる旨、契約約款第10条第2項で規定されています。現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、当該建設業者との「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要です。**（ただし、下記の書類で雇用関係が確認できれば3か月未満の雇用でも承認します）**

そこで、雇用関係の確認方法を下記のとおりとします。

○「直接的かつ恒常的な雇用関係」確認の方法

契約時に次に掲げる雇用関係の確認ができるいずれかの書類の写しを提出してください。

1. 健康保険被保険者証
2. 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
3. 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
4. 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
5. 監理技術者にあつては監理技術者証
（監理技術者においては3ヶ月以上の継続雇用が必要となりますので、契約日3ヶ月以内に発行された場合は、それ以前のものの写しも添付してください）
6. その他公的機関の発行した書類で常勤の確認ができるもの

なお、これらの書類が提出できない場合は、国民健康保険被保険者証及び源泉徴収票の写し、並びに税務調査承諾書を提出してください。

※コピーする際には、本人の氏名、生年月日、資格取得年月日等の就職年月日のわかる部分、事業所の所在地・名称以外の項目は必要ありませんので、**その他の項目は黒塗りした上で提出**してください。

※直接的雇用関係

直接的な雇用関係とは、技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

従って、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

※恒常的雇用関係

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいいます。

建設工事の適正な施工を確保するためには、技術者の持つ能力・適正等を熟知し、責任をもって工事現場に配置しなくてはなりません。また、当該技術者は、所属建設業者の持つ組織的技術力、支援体制等を熟知し、それらを十分かつ円滑に活用して工事管理当の業務を行う必要があります。

特に、専任を要する技術者については、公共工事の品質確保の観点から、入札の申込みがあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。